

防災への意識改革 vol.263

☑ 防災行政無線情報は電話でも

防災行政無線が聞き取りにくい場合は、☎(48)7030で確認してください。最新のメッセージを聞くことができます。

家具転倒防止金具を無償で取り付けます

南海トラフ巨大地震が発生すると、想定される地震の強さは『震度7』。これは東日本大震災の最大震度と同じです。食事中や就寝中に巨大地震が起きれば、食器戸棚やタンスなど、自宅の家具は危険な凶器と化すかも知れません。

そのような不安を少しでも減らし、皆さんの大切な命や財産を守るため、町では家具転倒防止金具を無償で取り付けしています。

■対象となる世帯

町内に住所を有し、次のいずれかに該当して取り付けを希望する世帯

- ①満65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ②身体障害者手帳「3級」以上の方が属する世帯
- ③精神障害者保健福祉手帳「3級」以上の方が属する世帯
- ④療育手帳「B判定」以上の方が属する世帯
- ⑤母子世帯で義務教育就学中または就学以前の子どもが属する世帯（義務教育終了後の子どもがいる場合には対象外です。）
- ⑥重症患者の認定を受け、愛知県特定疾患医療給付を受給している方が属する世帯
- ⑦上記の①～⑥に準ずる世帯で、障害者手帳などの交付を受けていないが、税法上の特別障害者控除に該当する方が属する世帯

■申し込み方法（手順）

- ①印鑑を持参し、防災交通課窓口で配布する申請書に必要事項を記入してください。（閉庁日は除きます。）
- ②家具などの下見の日程を調整するため、防災交通課から後日、電話連絡します。
- ③施工業者と一緒に町職員が訪問し、家具などを下見します。
- ④取り付け日時を決定します。

■費用 無料

■対象となる家具

洋服ダンス、和ダンス、食器戸棚などの家具を1世帯4点まで。（家電や仏壇は対象外です。）

■取り付け方法

チェーンやL型金属金具などを使用し、壁・柱などに固定します。家具などの移動が必要な場合は、各家庭で移動をお願いします。

■申込期限 11月27日（金）

■申し込み・問い合わせ先

防災交通課防災係 ☎(48)1111（内208）



なくそう「枯草火災」

～枯草となる前に刈り取りを～

季節が変わり、北風が吹く頃になると空気は乾燥し、青々としていた草もいつしか枯草となり、枯草火災が発生しやすくなります。

枯草は大変燃えやすく、タバコ投げ捨てや子どもの火遊びなどの小さな火から容易に燃え広がります。



特に、住宅周辺に繁茂している枯草は、火災が発生した場合、建物に燃え移る危険性が高いため、消防署では枯草となる前の刈り取りを呼び掛けています。

枯草火災による被害をなくすためにも空地の所有者・管理者は、建物から10メートル以内（草丈20センチメートル以上）の草を刈り取り、適切な方法で処分してください。



消防署は、11月から町内の枯草繁茂地を調査し、火災予防上危険な場所は所有者・管理者に対し刈り取りを依頼します。

建物の近くに枯草が繁茂している場所がありましたら、消防署までお知らせください。

■問い合わせ先

知多中部広域事務組合消防本部
半田消防署阿久比支署
☎(47)0119